

入札説明書

未利用資産処分に係る物件調書作成及び現地説明会立会業務（令和 7 年度府有地売払いに係る一般競争入札）に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和 7 年 6 月 13 日（金）

2 契約担当者

京都府知事 西脇 隆俊

3 担当部局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部府有資産活用課（京都府庁第 2 号館 6 階）
電話番号（075）414-5434

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

未利用資産処分に係る物件調書作成及び現地説明会立会業務（令和 7 年度府有地売払いに係る一般競争入札）

(2) 業務の仕様等

別添「未利用資産処分に係る物件調書作成及び現地説明会立会業務（令和 7 年度府有地売払いに係る一般競争入札）仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 26 日（水）まで

(4) 成果品の納入場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部府有資産活用課

5 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部府有資産活用課（京都府庁第 2 号館 6 階）
電話番号（075）414-5434

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和 7 年 6 月 13 日（金）～令和 7 年 7 月 2 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に京都府ホームページからダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合はアの期間中の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

6 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 京都府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者
(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注 役員等とは、「役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者

その他経営に実質的に関与している者」をいう。

(ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ハ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

(ヘ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (3) 京都府内の不動産市況や取引事例に精通しており、対象物件の事前調査、物件調書の作成及び現地説明会での説明・質問への回答等の業務を契約期間中に確実に履行することができると認められる者であること。

8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

5の(2)のアに同じ。

イ 入手方法

5の(2)のイに同じ。

- (2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

5の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

5の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

簡易書留で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (ア) 法人にあっては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等
- (イ) 府税納税証明書
- (ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (エ) 取引使用印鑑届（第 2 号様式）
- (オ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第 3 号様式）
- (カ) 誓約書（第 4 号様式）
- (キ) 不動産鑑定士、土地家屋調査士若しくは宅地建物取引士のいずれかの資格証の写し
- (ク) 実績調書（第 5 号様式）
- (ケ) 返信用封筒（定形）（申請者の所在地、名称を記入の上、460 円切手を貼付すること。）

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

参加資格があると認定された者は、未利用資産処分に係る物件調書作成及び現地説明会立会業務（令和 7 年度府有地売却に係る一般競争入札）に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（第 6 号様式）により、申請書等を提出した者に通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10 による資格審査の結果を通知した日から令和 7 年 11 月 26 日（水）までとする。

12 参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（9 の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第 7 号様式）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

13 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6 に該当する者又は 7 に掲げる条件を満たさない者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その 2 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（第8号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（第9号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

14 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（第10号様式）により、その者に通知する。

15 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月10日（木） 午前10時30分

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府庁第3号館第2会議室

(2) 入札方法

ア 入札書（別記様式）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「未利用資産処分に係る物件調書作成及び現地説明会立会業務（令和7年度府有地売却に係る一般競争入札）入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。

カ 一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

- (4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係るのある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係るのない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

- (9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内に入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- (10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札条件に違反した入札

- (11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札

者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

16 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

17 入札保証金
免除する。

18 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

19 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第3号に該当する場合は契約保証金を免除する。

20 契約書の作成の要否
要する。

21 その他
(1) 1から20までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
(3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

◎ 入札書の記入例

② ※(2) 入 札 書

金 額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇－ ※(1)
委託業務名	未利用資産処分に係る物件調書作成及び現地説明会立会業務（令和7年度府有地売払いに係る一般競争入札）
業 務 内 容	未利用資産処分に係る物件調書作成及び現地説明会立会業務（令和7年度府有地売払いに係る一般競争入札）仕様書による
入札説明書、仕様書を熟覧し、入札条件を承諾の上、上記のとおり入札いたします。 再 ※(2) 令和7年 月 日 ※(3) 住所 ※(4) 氏名 印 ※(4) 契約担当者 京都府知事 西 脇 隆 俊 様	

※ 記入上の注意

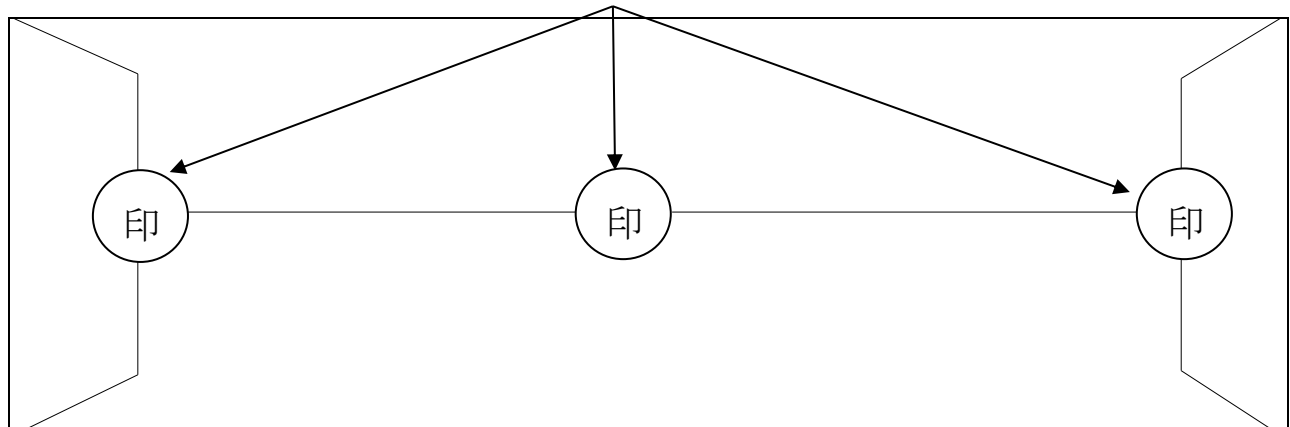
- (1) 見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を、「算用数字で円単位で記入すること（1円未満切り捨て）。訂正したものは無効とする。
- (2) 再入札のときは、「再」の字を記入し、各々訂正印を押すこと。
- (3) 入札年月日とする。
- (4) 代理入札を行うときは、委任者の住所氏名（法人所在地、法人名、代表者名）を記し、さらに、受任者（代理人）の氏名を記し押印する。このときの「印」は委任状の「受任者使用印」を用いること。

- ◎ 入札書を提出する場合は、封筒に入れ密封し、下図のように、記名封印してください。

(表)

京都府知事 西 脇 隆 俊 様
未利用資産処分に係る物件調書作成及び現地説明会立会業務 (令和7年度府有地売払いに係る一般競争入札) 入札書在中
入札者氏名○○○
※代理入札の場合は代理人氏名

(裏) 3箇所に入札者印(代理入札の場合は代理人の印)で封印する。



※ たて書きでもよい。